

積算方法等に関する試行について

【 Ⅲ 労働者確保に要する間接費の設計変更 】

運用マニュアル

令和7年1月

山形県県土整備部

改定履歴

制定（改定）年月日 （適用年月日）	備考
平成 26 年 4 月 28 日制定 （平成 26 年 5 月 1 日）	
平成 28 年 4 月 15 日改定 （平成 28 年 6 月 1 日）	実績変更対象間接費割合の改定
令和元年 8 月 28 日改定 （令和元年 10 月 1 日）	実績変更対象間接費割合の改定
令和 2 年 8 月 18 日改定 （令和 2 年 10 月 1 日）	実績変更対象間接費割合の改定
令和 3 年 9 月 17 日改定 （令 3 年 10 月 1 日）	実績変更対象間接費割合の改定
令和 7 年 1 月 17 日改定 （令 7 年 1 月 17 日）	実績変更対象間接費割合の改定

Ⅲ 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

1 はじめに

地域外からの労働者確保に要する間接費の実績変更については、「積算方法等に関する試行について（通知）」（平成26年4月28日付け建企第88号）に基づき試行している。

本試行は建設工事の執行において、労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる経費について設計変更により対応可能とするものであり、この度、実績変更対象間接費の割合を変更するものである。

2 対象工事

令和7年1月17日以後に施行伺する建設工事とする。ただし、電気通信設備工事及び機械設備工事は除く。

3 設計変更の対象費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、設計変更の対象とする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

4 入札公告等による入札参加者への周知

入札説明書等に、次の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

<記載例>（入札に関する留意事項として、入札説明書に添付）

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（山形県県土整備部）による積算金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

5 特記仕様書への記載

特記仕様書へ次の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<記載例>

第◇条 労働者確保に関する積算方法の試行工事

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書（山形県県土整備部）による積算金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準書に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：〇〇. 〇〇%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：〇〇. 〇〇%
3. 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式 1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7. 受注者は、実績変更対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6 実績変更対象間接費の算定

各費目（共通仮設費（率分）、現場管理費）に対する実績対象間接費の割合は次のとおりとする。

費目	河川 工事	河川・道路 構造物 工事	海岸 工事	道路改良 工事	鋼橋架設 工事	PC橋 工事	舗装 工事	砂防・ 地すべり 等工事
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%) (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	9.19	17.81	13.61	12.82	28.64	18.84	11.25	11.84
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%) (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.24	2.14	1.69	1.52	3.09	2.02	1.27	1.38

費目	公園 工事	電線 共同溝 工事	情報 ボックス 工事	橋梁保全 工事	道路維持 工事	河川維持 工事	共同溝等 工事(1)	共同溝等 工事(2)
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%) (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	10.64	11.76	16.60	22.04	14.93	10.64	19.98	15.66
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%) (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.10	1.35	2.10	1.73	1.13	1.08	1.09	1.76

費目	トンネル 工事	下水道 工事(1)	下水道 工事(2)	下水道 工事(3)	下水道 工事(4)	コンクリート ダム工事	フィル ダム工事
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%) (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	15.69	15.80	9.45	6.70	18.33	12.67	7.27
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%) (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.96	1.53	1.22	1.28	2.02	2.30	0.96

(1) 共通仮設費の加算額

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者から提出される「労働者確保に係る実績報告書」（様式1）のうち共通仮設費に係る費用と最終精算設計書における共通仮設費（率分）に上記対象工種と対応する率を乗じて算出した実績変更対象間接費を比較し、受注者が申請した金額が大きい場合、申請額から実績対象間接費を差し引いた額を増加費用として設計に計上する。

算出例は次のとおり。

【算出例】

＜対象工種：河川道路構造物の場合＞

- ① 実績対象間接費＝865,000（共通仮設費（率分））×0.1781＝154,056円
- ② 受注者の申請額＝254,056円（様式1により確認）
①と②を比較し、①<②であるため、実績変更の対象とする。
- ③ 共通仮設費計上額＝254,056－154,056＝100,000円

(2) 現場管理費の加算額

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者から提出される「労働者確保に係る実績報告書」（様式1）のうち現場管理費に係る費用と最終精算設計書における現場管理費に上記対象工種と対応する率を乗じて算出した実績変更対象間接費を比較し、受注者が申請した金額が大きい場合、申請額から実績対象間接費を差し引いた額を増加費用として設計に計上する。

算出例は次のとおり。

【算出例】

＜対象工種：河川道路構造物の場合＞

- ① 実績対象間接費＝3,087,000（現場管理費）×0.0214＝66,061円
- ② 受注者の申請額＝116,061円（様式1により確認）
①と②を比較し、①＜②であるため、実績変更の対象とする。
- ③ 現場管理費計上額＝116,061－66,061＝50,000円

（3）変更設計書の作成

変更設計への実績変更対象間接費の計上方法は、**資料A**を参照のこと。

（4）注意事項

- 1) 受注者が提出する「労働者確保に係る実績報告書」は原則、消費税抜き価格で記載することとしているが、増加費用算定の際に証明書等で確認すること。
- 2) 受注者の責め(工事工程の遅れ等)に帰すべき理由による増加費用については、設計対象の変更としないこと。
- 3) 実績対象間接費及び受注者の申請金額（税抜）は1円未満切捨てとすること。

（5）その他

港湾請負工事積算基準を適用する場合の実績変更対象間接費の割合は、**別添1**のとおりとする。

別添 1

港湾請負工事積算基準を使用する工事へ適用

港湾請負工事積算基準を適用する場合の実績変更対象費の割合は次のとおりとする。

工種	港湾構造物	港湾浚渫
ケース		
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%) (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	15.24	12.91
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%) (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	1.95	2.21